

平成15年度事業計画書

社団法人瀬戸内海環境保全協会

今年度事業推進上の基本方針

社団法人瀬戸内海環境保全協会では、瀬戸内海の環境保全に資するため、次の方針のもと積極的に事業を展開することとしている。

- (1) 瀬戸内海の環境保全、環境創造に関する広報普及活動の中心的な役割をする。
- (2) 瀬戸内海に関する各種情報センターの役割をする。
- (3) 瀬戸内海の環境に関する技術・知識の集積並びに調査研究機関の役割をする。
- (4) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への支援をする。

平成15年度においては、これらの方針を踏まえながら、協会が果たすべき役割を明確にし、環境省の指導のもと、瀬戸内海環境保全知事・市長会議をはじめ瀬戸内海の各主体と有機的連携を図り、①連携と参加によるパートナーシップの形成、②情報発信機能の充実をキーワードとして事業の積極的推進に努めていくこととする。

I 一般事項

1. 会議等の開催

(1) 通常総会

- ・ 時期：平成15年5月
- ・ 内容：平成14年度事業報告及び収支決算、平成15年度事業計画及び収支予算等の審議

(2) 理事会

- ・ 時期：年3回（平成15年5月、平成15年12月、平成16年3月）
- ・ 内容：通常総会付議事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(3) 専門委員会等

① 企画委員会

年3回

平成15年度における協会の創造的事業の推進のための進行方策の検討及び平成16年度事業の検討・企画を行う。

② 調査委員会

年1回

調査事業の推進にあたって企画調整を行う。

③ 編集委員会

年2回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに、内容の検討を行う。

④ 賛助会員事業部会

年2回

協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

(4) 参事・事務局長並びに担当課長会議 年1回

会員に対し、協会事業の理解と周知を図るとともに、協会事業の企画・検討のための意見交換を図る。

2. 専門委員の委嘱等

企画委員、調査委員、編集委員を委嘱する。

II 事業

1. 普及活動及び活動支援事業

(1) 平成15年度(第31回)瀬戸内海環境保全月間事業の展開 (15.6.1～6.30)

平成14年度に一般公募し、選定された最優秀作品をポスターとして作成、関係機関に配付し、瀬戸内海環境保全月間に掲出する。

- ・瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携しつつ環境省と共催で実施
- ・一般部門と子ども部門に分けて公募
- ・最優秀作品は環境大臣表彰として協会総会で表彰

また、平成15年度においても啓発用ポスターの一般公募を行う。

(2) 瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の実施

平成15年度の瀬戸内海環境保全普及活動推進事業を次により実施する。

①事業の推進方針

地域住民等に対する瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、環境保全への理解と活動への参加の推進を図るための事業を展開する。

②事業の内容

ア 瀬戸内海環境保全活動テキストの配布

瀬戸内海環境保全活動テキスト「瀬戸内海とわたしたちー森～川～海から人・暮らし・いきものを考えようー」（瀬戸内海研究会議編集・作成(平成10年度環境事業団地球環境基金助成事業))を印刷(順次改訂)・配布し普及啓発を行う。

イ 瀬戸内海環境保全セミナーの実施(瀬戸内海環境保全指導者育成セミナーと瀬戸内海環境保全市民講座の有機的・機能的な統合)

環境保全活動を推進するため、環境保全意識の高揚及び人材育成、情報発信等を目的として瀬戸内海環境保全セミナーを開催する。なお、この事業は、指導者育成事業として平成11年度から広域的に参加者を募って実施を始めたセミナー事業(実践活動プログラム等についての講習、情報交換等)と、中核市と共同で実施を始めた瀬戸内海環境保全市民講座との有機的、機能的な融合を図るためのセミナーとする。

- ・テーマ：未定

- ・対 象：実践活動指導者、行政、一般住民
 - ・場 所：2ヶ所(近畿ブロック、九州ブロック)
- ウ 瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムの実施
- 瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム（協会会員団体職員を対象にした研修会）を次の内容で行う。
- ・場 所：広島県（予定）
 - ・時 期：7月から9月の間の3日間
 - ・対 象：協会会員団体所属の瀬戸内海環境保全担当者
 - ・定 員：20名程度
 - ・内 容：講義及び現地研修・討議
- エ 地区別普及活動推進事業の実施
- 瀬戸内海沿岸域自治体が主体となって地区別に学校等と協力し、環境教育・環境学習の観点から、子ども達（小・中学生）が実地に自然を観察しながら海辺や水辺の自然について理解を深めることができるよう、次の体験的学習を実施する。
- ・自然観察会等の実施
 - ・海辺、水辺教室等の実施
 - ・子どもたちを対象とした体験的学習等の実施
 - ・ボランティア等の人材育成事業の実施

(3) 瀬戸内海環境保全特別措置法制定30周年記念事業

平成15年度は、当協会が設立される根拠となった「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年瀬戸内海環境保全臨時措置法を改正）」が制定されて30年の節目の年に当たる。

このことに鑑み、環境省・瀬戸内海環境保全知事・市長会議との円滑な連携のもと、各種の事業を展開する。

① 21世紀の瀬戸内海の環境保全を考える

～瀬戸内海環境保全特別措置法制定30周年を迎えて～

- ・日時：平成15年10月14日（火）
- ・場所：神戸市内

② 閉鎖性海域のための環境保全ノートブック作成事業（環境事業団助成事業）

瀬戸内海関係地域における先人たち関係者（市民・研究者・行政関係者）各位が、努力して今日の閉鎖性海域対策の先駆的な取り組みとなっている瀬戸内海の環境保全対策を適切に評価し、他の閉鎖性海域をも含めた後人の貴重な参考資料とするため、瀬戸内海環境保全の30年の歩み・施策の変遷・今後の課題等を資料（ノートブック）として取りまとめる。

(4) 瀬戸内海漁場環境保全に関する漁業団体合同研修会及び瀬戸内海の環境保全に関する衛生団体合同研修会の開催

(5) 正会員・賛助会員を対象とした瀬戸内海の環境保全に関する研修会の開催等

平成14年度から開催した瀬戸内海環境保全対策研修会との有機的な連携を図りつつ、賛助会員

事業部会等において、他の主体との連携を視野に置いた事業を企画し実施する。

(6) 瀬戸内海スナメリ発見情報プロジェクト実践事業の展開

沿岸域住民の瀬戸内海に対する理解や関心を深め、自主的な取り組みを推進するための契機となるよう平成11年度から実施しているスナメリ発見情報プロジェクト（環境事業団地球環境基金助成事業：平成11～13年度）を引き続き展開するとともに、公募したスナメリのマスコットイラスト及び愛称（ほのぼのん）を広く活用し、瀬戸内海の環境保全活動を行う。

＜スナメリ発見情報プロジェクト＞

瀬戸内海の環境の指標生物として位置づけられ、現在貴重な生き物となっているスナメリについて、発見情報の収集と得られた情報の発信を行う住民参加型の普及啓発事業

(7) 瀬戸内海沿岸域における浜辺の観察教室による実践環境教育（日本財団助成事業）

日本財団の助成を受け、実践的な環境教育の一環として、瀬戸内海研究会議の協力を得て、参画と協働の実践の場として瀬戸内海沿岸域における浜辺の観察教室を開催するとともに、本活動をせとうちネットを活用して、広くPRする。

開催場所・テーマ：大阪湾（海藻）・備讃瀬戸（干潟）・伊予灘（潮流）

(8) 環境NGO/NPOとの連携・支援

瀬戸内海における自然環境等の保全に努める環境NGO/NPOとの連携・支援を行う。

(9) その他

①環境イベントへの参加

他団体が主催する環境イベントにおいてパネルの展示、資料配付等を行い、瀬戸内海の環境保全の普及・広報に努める。

②環境保全に関する講演会等の開催

③会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業への後援・協力

2. 指導・助成

各種環境保全活動事業に対する助成

中核市、漁業団体、衛生団体が実施する各種環境保全活動事業に対しその活動費用の一部を助成する。

3. 情報収集・発信事業

(1) 瀬戸内海研究・環境等情報ネットワークシステム（「せとうちネット」）の管理・運営

瀬戸内海に関する水質等環境情報や社会経済、文化・歴史等情報、各種調査研究成果等多様な情報の提供を目的として平成10年度に構築した「せとうちネット」の的確な管理・運営に努めるとともに、環境省の委託等により情報、データの追加・更新を行う。このことにより効率的な研究の実施、研究のレベルアップ、総合的な知見を必要とする共同研究の推進、環境保全活動に不可欠な住民参加の促進に貢献することができるよう努める。

(2) 総合誌「瀬戸内海」の発行及び配布

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌「瀬戸内海」を次のとおり発行する。

- ・発行回数：年4回
- ・配布先：会員団体、賛助会員、年間購読者等

(3) 資料集「瀬戸内海の環境保全－平成15年度版」の発行及び配布

瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、収録した資料集「瀬戸内海の環境保全－平成15年度版」を発行配布する。

(4) 協会ホームページの充実

当協会の活動紹介及び環境情報等の発信に務める。

4. 調査・研究事業

(1) 瀬戸内海環境情報基本調査(継) (環境省より受託 平成13年度～)

瀬戸内海の環境の状態を継続的に把握し、環境保全に係る諸施策の効果を検証することにより今後一層実効的な施策の検討、推進に資するため、これまで概ね10年を周期として実施してきた基本調査(底質、底生生物等調査)を実施するとともに、関係水域に係る文献調査を実施する。

(2) 瀬戸内海水域の地域特性を踏まえた有機汚濁機構の解明に関する研究(継) (環境省より受託 平成14年度～)

瀬戸内海における全りん・全窒素の既存データ及び現地観測結果を用いて、瀬戸内海の各水域の水質特性を明らかにして、外洋から瀬戸内海へ流入する全りん・全窒素の影響を評価し、有機汚濁機構の解明を行う。また、その結果から地域特性を踏まえた瀬戸内海の水質改善方策を検討する。

(3) 累積埋立て環境影響対応方策検討調査(継) (環境省より受託 平成14年度～)

瀬戸内海地域においては、瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により、埋立を厳に抑制する環境保全上の配慮がなされてきたところであるが、時に大阪湾では公共公益性からやむを得ず認められた埋立等により海岸線の人工化が進み、水質浄化に重要な役割を果たす浅海域は大幅に減少している。

このことに鑑み、大阪湾に係る累積する埋立ての影響について、水質等への影響を把握し、これらの事業の複合的な影響について調査分析する。

5. 瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議の事務局を担うとともに、研究会議が行う事業の運営推進を支援し、協力する。

(1) 瀬戸内海研究会議事務局

瀬戸内海研究会議の事務局として、円滑な事務運営と会員との連絡調整を行うとともに、事業を適切、効率的に遂行する。

(2)「瀬戸内海研究フォーラムin大分」の開催に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議が開催する「瀬戸内海研究フォーラムin大分」の開催(8月中旬予定)に対し、支援・協力をを行う。

6. 国際的な活動への参加と協力

(財)国際エメックスセンターが行う国際的な活動に対し、積極的に参加、協力をを行う。

エメックス2003(15.11.18~21):タイ(バンコク市内)

7. その他関連事業

(1)国に対する要望

協会が実施する事業及び調査研究の拡充強化並びに本協会の運営への配慮について国に要望する。

(2)瀬戸内海環境保全知事・市長会議との協調

瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連絡を密にし、協調して事業実施に当たる。

(3)賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進に努める。